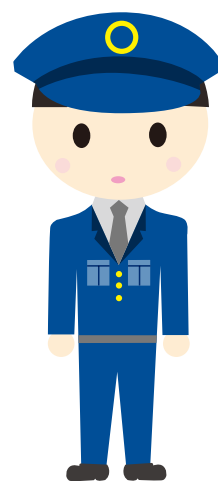
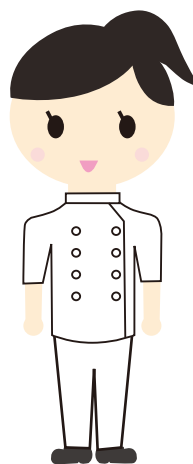
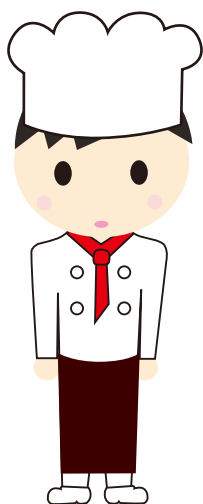
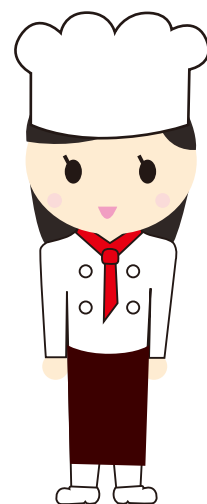
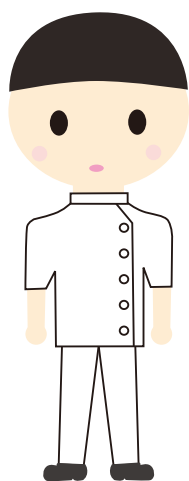




男女共同参画

ひとりひとりが 幸せな社会のために

男女共同参画社会の実現をめざして 平成25年版



政策・方針決定過程への女性の参画

1 各分野における『指導的地位』に占める女性の割合

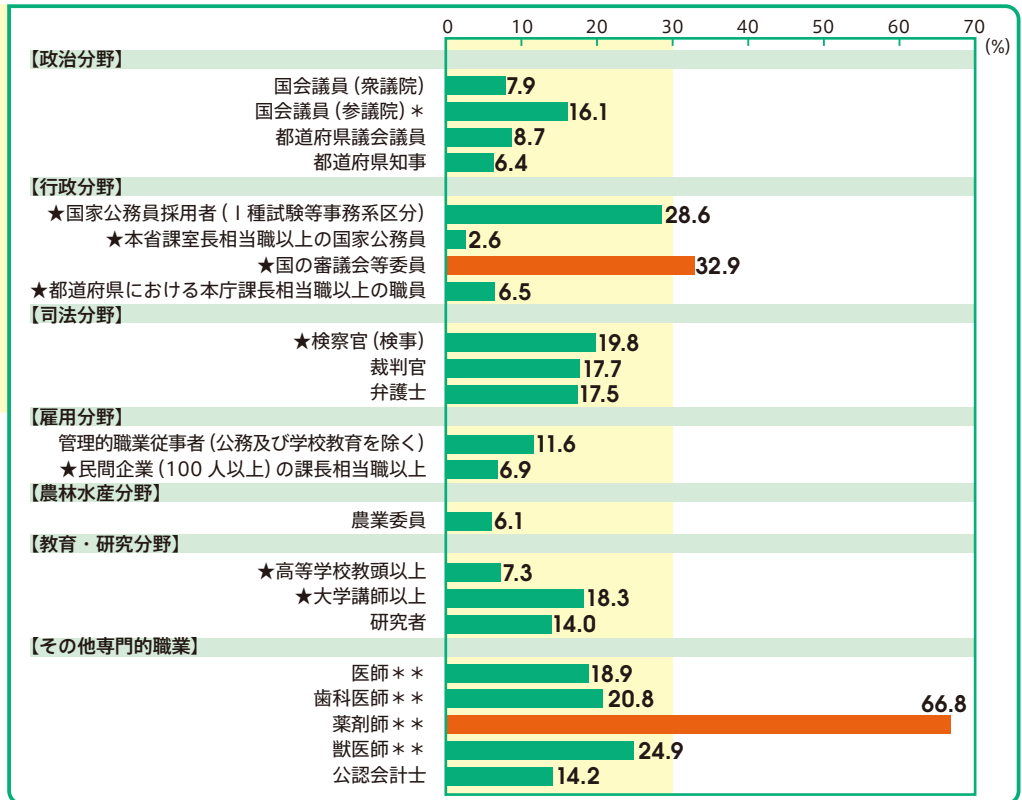
我が国では、社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位※に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標を設定していますが、現状値は未だ低い状況です。

※「指導的地位」の定義

- ① 議会議員
- ② 法人・団体等における課長相当職以上の者
- ③ 専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者

備考

「女性の政策・方針決定参画状況調べ」(平成24年12月)より。原則として平成24年のデータ。ただし、*は平成25年7月現在、**は平成22年のデータ。なお、★印は、第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月17日閣議決定)において当該項目又はまとめた項目が成果目標として掲げられているもの。

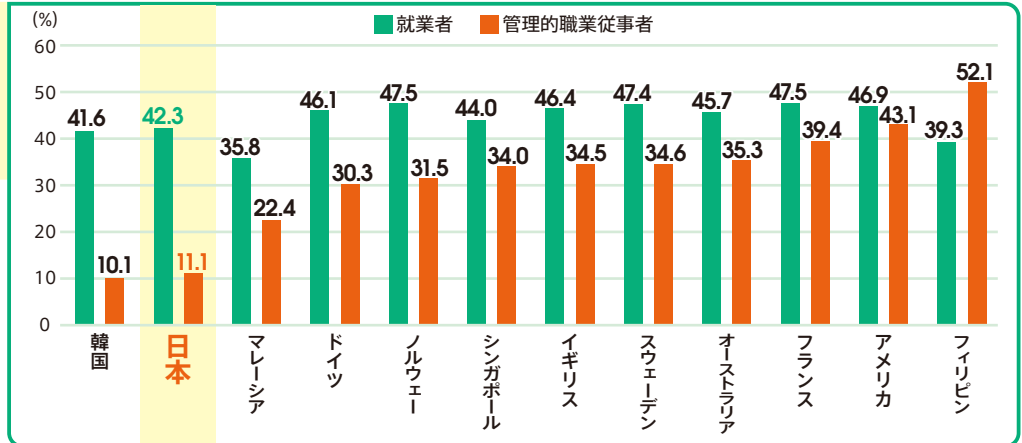


2 就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合(国際比較)

就業者に占める女性割合に比べ、管理的職業従事者に占める女性の割合は、国際的に見ても低いのが現状です。

備考

1. 労働力調査(基本集計)(平成24年)(総務省)、データブック国際労働比較2013(独立行政法人労働政策研究・研修機構)より作成。
2. 日本は平成24(2012)年、その他の国は平成23(2011)年のデータ。
3. 「管理的職業従事者」とは、会社役員、企業の課長相当職以上、管理的公務員等をいう。また、管理的職業従事者の定義は国によって異なる。



3 GGI(ジェンダー・ギャップ指数)

スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が独自に算定したもので、4分野のデータ※から構成され、男女格差を測る指数です。

我が国は、135か国中101位(前回(平成23年)は98位)で、依然として政治・経済分野での格差が大きく、総合順位が低い状況です。

順位	国名	GGI 値
1	アイスランド	0.864
2	フィンランド	0.845
3	ノルウェー	0.840
4	スウェーデン	0.816
5	アイルランド	0.784
6	ニュージーランド	0.781
7	デンマーク	0.778
8	フィリピン	0.776
⋮	⋮	⋮
101	日本	0.653

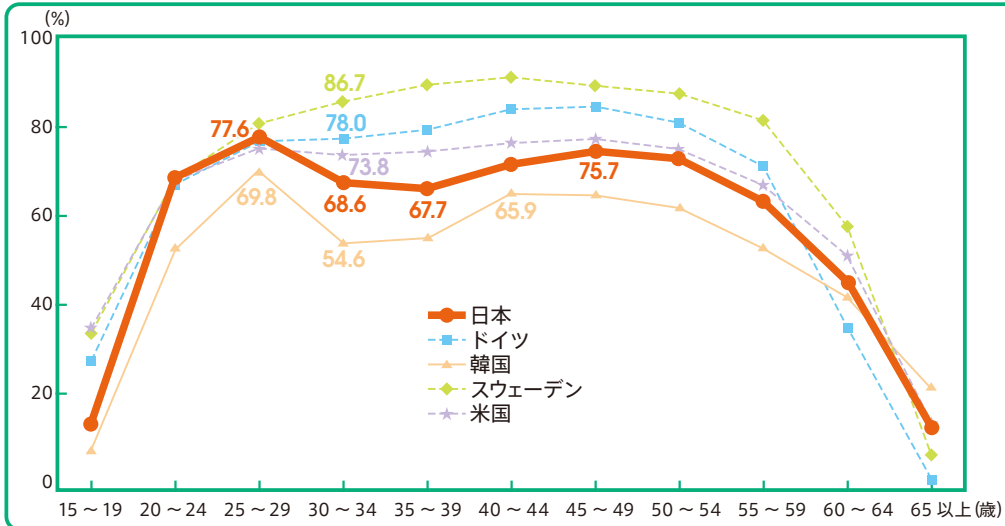
分野	順位	値
経済	102位	0.576
教育	81位	0.987
保健	34位	0.979
政治	110位	0.070

※各分野のデータ

- 経済分野: 労働力率、同じ仕事の賃金の平等性、所得の推計値、管理職に占める比率、専門職に占める比率
- 教育分野: 識字率、初等・中等・高等教育の各在学率
- 保健分野: 新生児の男女比率、健康寿命
- 政治分野: 国会議員に占める比率、閣僚の比率、最近50年の国家元首の在任年数

就業の分野における男女共同参画

1 M字カーブ ～女性の年齢階級別労働力率の国際比較



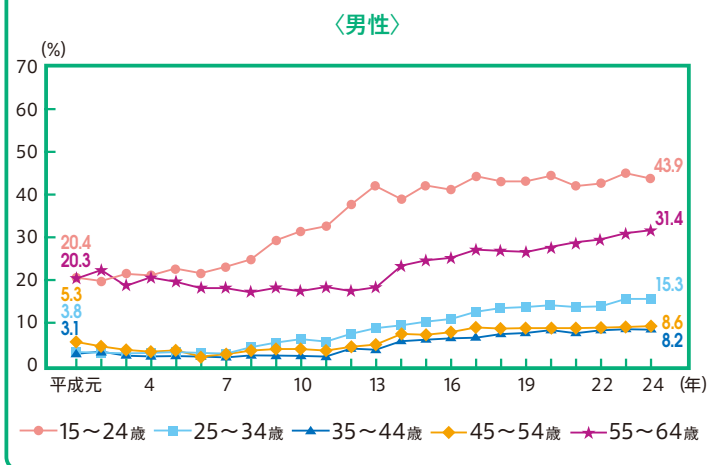
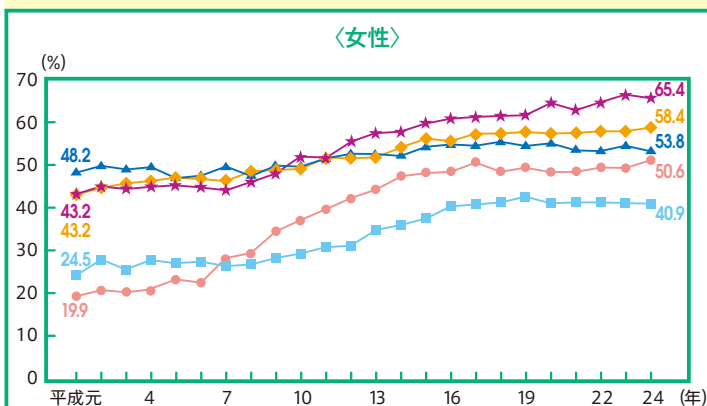
女性労働力率の「M字カーブ」は、欧米諸国では既に見られませんが、我が国は韓国と同様、M字型が見てとれます。我が国では、依然として結婚、出産、子育て期に就業を中断する女性が多くなっています。

備考

1. 「労働力率」は、15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合。
2. 米国の「15～19歳」は、16～19歳。
3. 日本は総務省「労働力調査(基本集計)」(平成24年)、その他の国はILO「LABORSTA」、ILOSTATより作成。
4. 日本は平成24(2012)年、その他の国は平成22(2010)年の数値(ただし、ドイツの65歳以上は平成20(2008)年)。

2 非正規雇用比率の推移 (男女別、年齢階級別)

男女ともに各年齢層で非正規雇用比率が高まっています。女性の非正規雇用比率は54.5%、男性の場合は19.7%です(平成24年)。

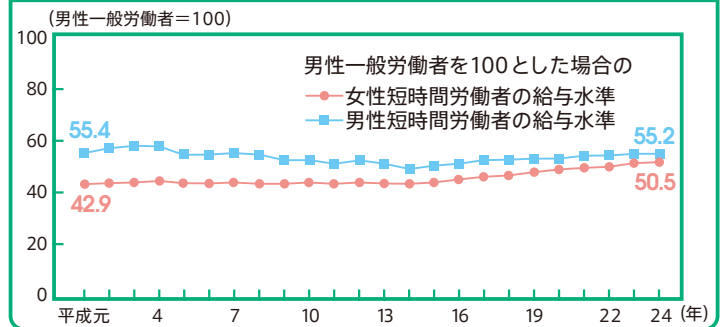


備考

1. 総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成。
2. 非正規雇用比率=(非正規の職員・従業員)/(正規の職員・従業員+非正規の職員・従業員)×100。
3. 平成13年以前は「労働力調査特別調査」の各年2月の数値、平成14年以降は「労働力調査(詳細集計)」の各年平均の数値により作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とでは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
4. 平成23年の割合は、岩手県、宮城県及び福島県について総務省が補完的に推計した値を用いている。

3 労働者の1時間当たり平均所定内給与格差の推移

男性一般労働者の給与水準を100とした場合、男性短時間労働者は55.2、女性短時間労働者は50.5と格差は大きく、非常に低い水準にとどまっています。

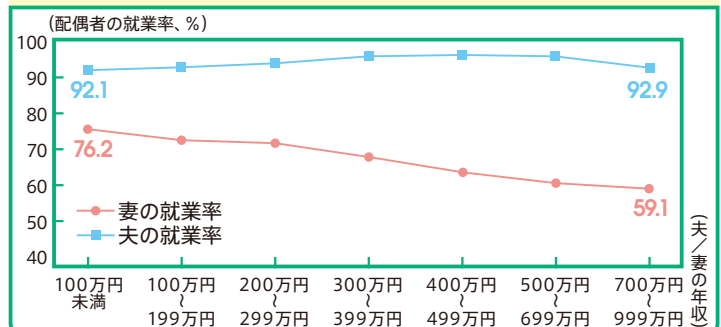


備考

1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。
2. 男性一般労働者の1時間当たり平均所定内給与額を100として、各区分の1時間当たり平均所定内給与額の水準を算出したもの。

4 夫婦の収入と就業率

妻の就業率は、夫の年収が多くなるほど低くなっており、妻が就業するかしないかは夫の所得水準の影響を受けていることがうかがわれます。



備考

1. 総務省「労働力調査(詳細集計)」(平成24年)より作成。
2. 就業率の人口に対する割合を算出している。
3. 妻の就業率は、妻の年齢が25～54歳の層に限定している。夫の就業率は、妻の年齢を限定していない。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

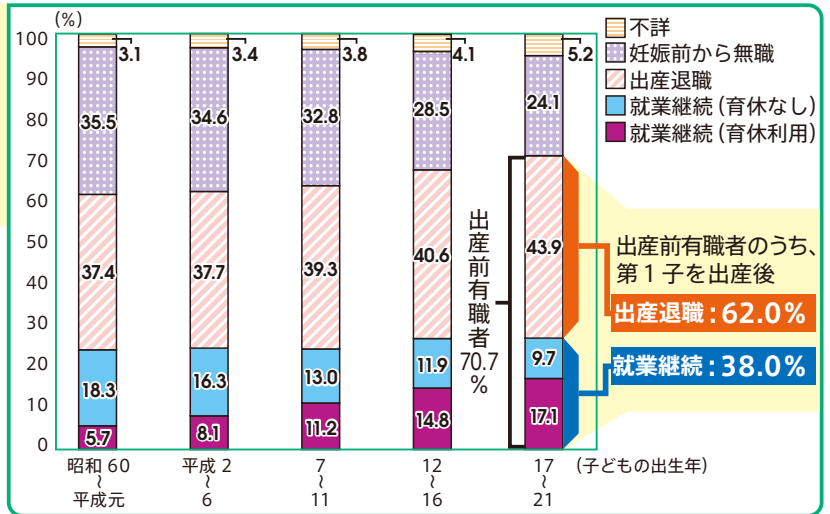
1 女性の就業継続をめぐる状況

子どもの出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴

女性の就業継続や再就職をめぐる状況は依然として厳しいです。育児休業を取得している女性は増えていますが、出産前後に継続就業している割合は増えておらず、第1子出産を機に約6割の女性が離職しています。

備考

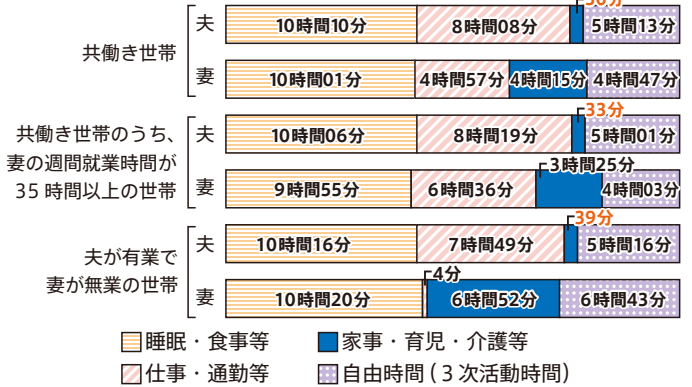
- 国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査（夫婦調査）」より作成。
- 第1子が1歳以上15歳未満の子を持つ初婚どうし夫婦について集計。
- 出産前後の就業経歴：
 - 就業継続（育休利用）—妊娠判明時就業～育児休業取得～子ども1歳時就業
 - 就業継続（育休なし）—妊娠判明時就業～育児休業取得なし～子ども1歳時就業
 - 出産退職 —妊娠判明時就業～子ども1歳時無職
 - 妊娠前から無職 —妊娠判明時無職～子ども1歳時無職



2 子育て期にある男性の家事・育児時間

男性が家事・育児・介護等に関わる時間は、妻の就業状況に関わらず30分程度に留まり、男性の育児休業取得率も依然として1.89%（平成24年）と低水準です。我が国では、子どもがいる夫婦の夫の家事・育児時間が長いほど、第2子以降の出生割合が高くなる傾向にあります。

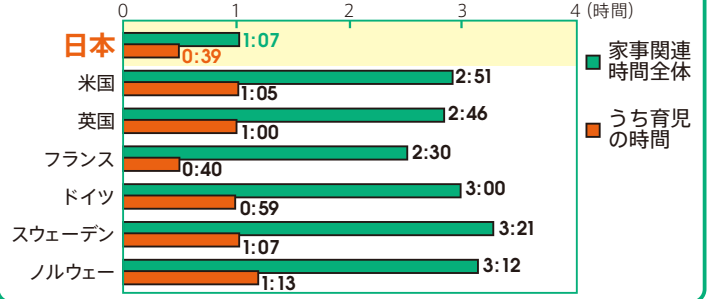
夫婦の生活時間



備考

総務省「社会生活基本調査」（平成18年）より作成。

6歳未満児のいる夫の1日あたり家事・育児時間の国際比較



備考

- Eurostat "How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men" (2004), Bureau of Labor Statistics of the U.S. "American Time Use Survey" (2011) 及び総務省「社会生活基本調査」（平成23年）より作成。
- 日本の数値は、「夫婦と子どもの世帯」に限定した夫の「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間である。

3 仕事と介護の両立

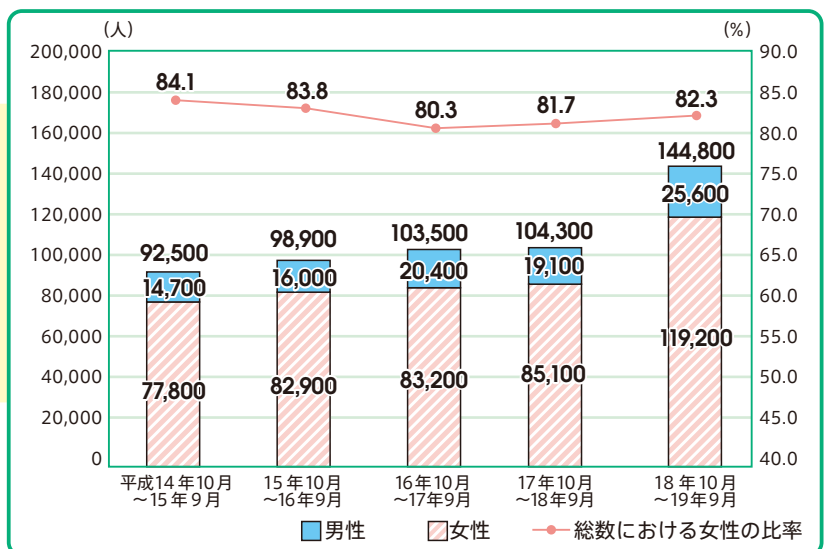
介護・看護を理由に離職・転職した人数

平成37(2025)年には、総人口に占める65歳以上の人口の割合は、現在の約2割（23.0%）から約3割（30.3%）に増加すると推計されており、今後、高齢化の進展が見込まれる中で、仕事と介護の両立はますます重要な課題となっていきます。

家族の介護や看護を理由とした離職・転職者数は、男女とも年々増加傾向にあります。

備考

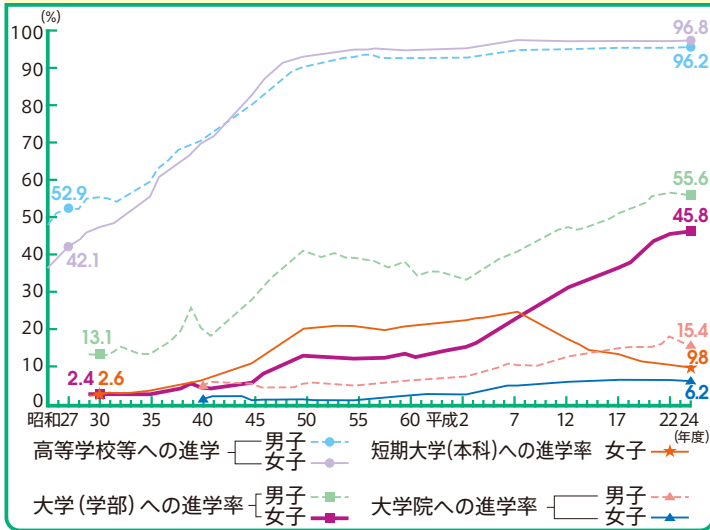
- 総務省「就業構造基本調査」（平成19年）より作成。
- 複数回離職・転職した者については、前職についてのみ回答しているため、前職以前の離職・転職については数値に反映されていない。



教育・研究分野における男女共同参画

1 学校種類別進学率の推移

女性の大学(学部)進学率は45.8%と上昇傾向にありますが、依然として男女差があり、他の先進国と比較しても低水準にあります。

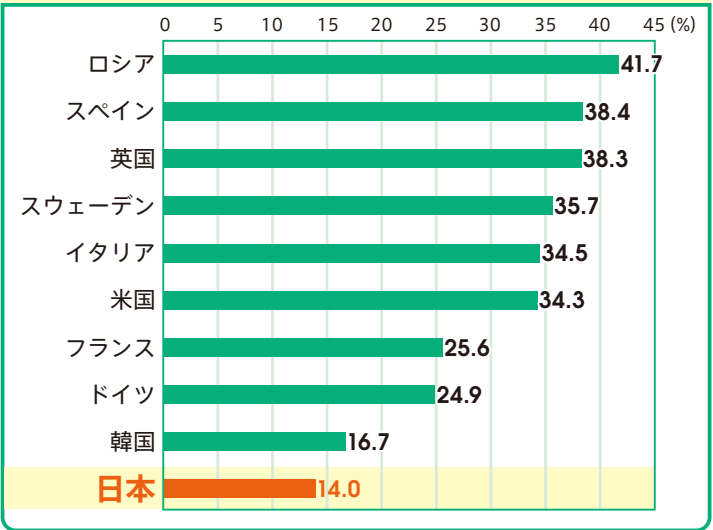


備考

- 文部科学省「学校基本調査」より作成。
- 高等学校等：中学校卒業後及び中等教育学校前期課程修了者のうち、高等学校等の本科・別科、高等専門学校に進学した者の占める比率。ただし、進学者には、高等学校の通信制課程(本科)への進学者を含まない。
- 大学(学部)、短期大学(本科)：過年度高卒者等を含む。大学学部又は短期大学本科入学者数(過年度高卒者等を含む。)を3年前の中学卒業後及び中等教育学校前期課程修了者数で除した比率。ただし、入学者には、大学又は短期大学の通信制への入学者を含まない。
- 大学院：大学学部卒業者のうち、直ちに大学院に進学した者の比率(医学部、歯学部は博士課程への進学者)。ただし、進学者には、大学院の通信制への進学者を含まない。

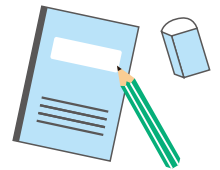
2 研究者に占める女性割合の国際比較

我が国における研究者に占める女性の割合は14.0%にとどまっており、諸外国と比べて低いものとなっています。



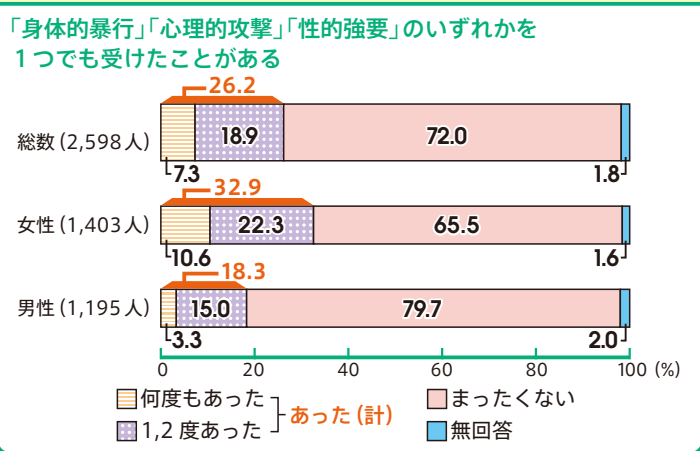
備考

- EU諸国等の値は、EU「Eurostat」より作成。推定値、暫定値を含む。
- 日本の数値は、総務省「平成24年科学技術研究調査報告」に基づく(平成24年3月31日現在)。
- 米国の数値は、国立科学財団(NSF)の「Science and Engineering Indicators 2006」に基づく。



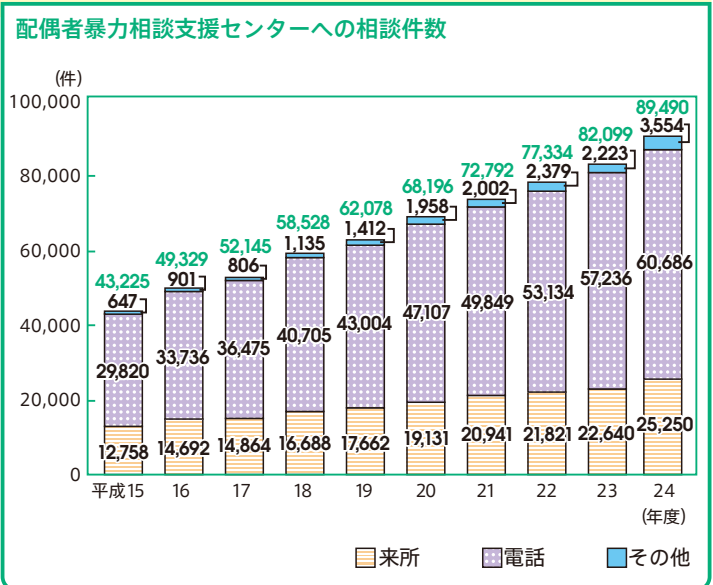
配偶者からの暴力

配偶者(事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む)から、これまでに「身体的暴行」「心理的攻撃」「性的強要」のいずれかを1つでも受けたことが『何度もあった』という人は、女性では10.6%、男性では3.3%となっています。配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は、年々増加しています。



備考

- 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成23年)より作成。
- 身体的暴行：殴ったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴力を受けた。
心理的攻撃：人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなた若しくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた。
性的強要：嫌がっているのに性的な行為を強要された。



備考

内閣府資料より作成。

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会基本法は、平成11年6月に公布・施行されました。

基本法では、男女共同参画社会を実現するための5つの基本理念を定め、国、地方公共団体、国民、それぞれの責務を明らかにしています。

国の責務

- 基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定
- 積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定・実施

地方公共団体の責務

- 基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む
- 地域の特性を活かした施策の展開

国民の責務

- 男女共同参画社会づくりに協力することが期待されている

男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考える必要があります。

国際的協調

男女共同参画づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む必要があります。

基本理念

男女共同参画社会を実現するための5本の柱

家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにする必要があります。

政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。

第3次男女共同参画基本計画

男女共同参画社会基本法に基づく基本計画として、平成22年12月17日に第3次男女共同参画基本計画が閣議決定されました。

第3次基本計画では、15の重点分野を掲げ、それぞれについて、平成32(2020)年までを見通した施策の基本的方向性と平成27(2015)年度末までに実施する具体的施策の内容を示しています。

2020年に指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標に向けた取組を推進

- ・中間目標の設定や多様なポジティブ・アクションを推進
- ・政治、司法、経済分野など、これまで取り上げてこなかった分野や必ずしも積極的ではなかった分野についても、国は積極的に働きかけ

女性の活躍による経済社会の活性化や「M字カーブ問題」の解消も強調

- ・女性の継続就業支援や再就職支援等の施策の実施

重点分野

- 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
- 第3分野 ★男性、子どもにとっての男女共同参画
- 第4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- 第5分野 男女の仕事と生活の調和
- 第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進
- 第7分野 ★貧困など生活上の困難に直面する男女への支援
- 第8分野 ★高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
- 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 第10分野 生涯を通じた女性の健康支援
- 第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- 第12分野 ★科学技術・学術分野における男女共同参画
- 第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進
- 第14分野 ★地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進
- 第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

経済社会情勢の変化等に対応して、重点分野を新設(★印)。実効性のあるアクション・プランとするため、それぞれの重点分野に「成果目標」全82項目を設定しています。

国際婦人年以降の国内外の動き

国連の動き		日本の動き
国際婦人年(目標:平等、発展、平和) 国際婦人年世界会議(メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	1975(昭和50)年	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催
	1977(昭和52)年	「国内行動計画」策定 「国立女性教育会館」設置
国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択	1979(昭和54)年	
「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	1980(昭和55)年	
	1981(昭和56)年	「国内行動計画後期重点目標」策定
「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	1985(昭和60)年	「国籍法」の改正 「男女雇用機会均等法」の公布 「女子差別撤廃条約」批准
	1986(昭和61)年	婦人問題企画推進本部拡充:構成を全省庁に拡大 婦人問題企画推進有識者会議開催
	1987(昭和62)年	「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画」策定
国連婦人の地位委員会拡大会期 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択	1990(平成2)年	
	1991(平成3)年	「育児休業法」の公布
	1994(平成6)年	男女共同参画室・男女共同参画審議会(政令)・男女共同参画推進本部設置
第4回世界女性会議-平等、開発、平和のための行動(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択	1995(平成7)年	「育児休業法」の改正(介護休業制度の法制化)
	1996(平成8)年	男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 「男女共同参画2000年プラン」策定
	1997(平成9)年	男女共同参画審議会設置(法律) 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布
	1999(平成11)年	「男女共同参画社会基本法」公布、施行 「食料・農業・農村基本法」公布、施行
国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	2000(平成12)年	「男女共同参画基本計画」閣議決定
	2001(平成13)年	男女共同参画会議設置 男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 第1回男女共同参画週間 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定
	2002(平成14)年	アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催
	2003(平成15)年	「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 「少子化社会対策基本法」公布、施行 女子差別撤廃条約実施状況第4回・5回報告審議 「次世代育成支援対策推進法」公布、施行
	2004(平成16)年	「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正
国連「北京+10」閣僚級会合(ニューヨーク)	2005(平成17)年	「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定
	2006(平成18)年	「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 「男女雇用機会均等法」改正 東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定
	2007(平成19)年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略とりまとめ 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
	2008(平成20)年	「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出
	2009(平成21)年	男女共同参画シンボルマーク決定 「育児・介護休業法」改正 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告審議
国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク)	2010(平成22)年	APEC第15回女性リーダーズネットワーク(WLN)会合 第8回男女共同参画担当者ネットワーク(GFPN)会合 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定
UN Women 正式発足	2011(平成23)年	
第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	2012(平成24)年	「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定
	2013(平成25)年	若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正(平成26年1月施行)

男女共同参画社会とは

男女共同参画社会の定義 (男女共同参画社会基本法第2条)

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

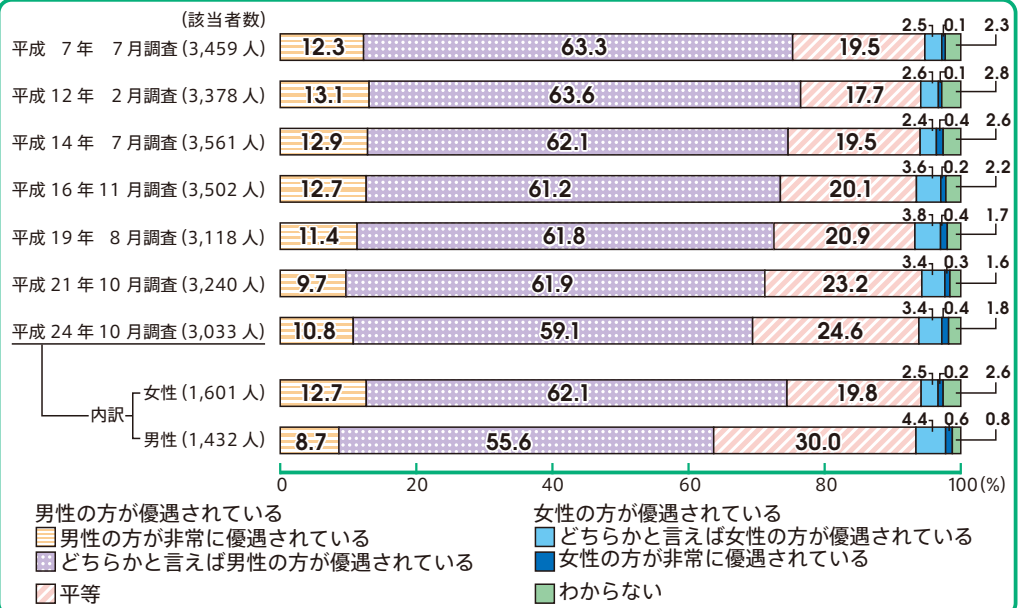
男女共同参画に関する意識

1 男女の地位の平等感

社会全体で見た場合、男女の地位について、69.8%が「男性の方が優遇されている」と考えています。

男女別にみると、「男性の方が優遇されている」と回答した人は男性よりも女性に多くなっています。

備考
内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」
(平成24年10月)より作成。

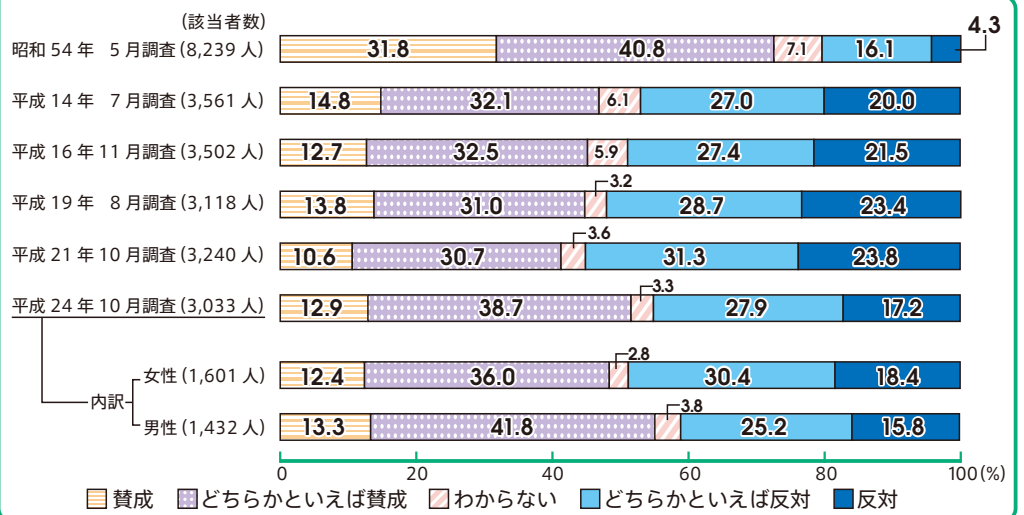


2 固定的性別役割分担意識 <夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである>

昭和54年調査では賛成の割合が7割を超えていましたが、平成16年調査で初めて反対(「反対」+「どちらかといえば反対」)が賛成を上回り、19年調査では反対が5割を超えました。

男性は平成21年調査で初めて反対が賛成を上回りましたが、平成24年度調査では再び賛成が反対を上回っています。

備考
内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」
(平成24年10月)より作成。



発行・編集

内閣府男女共同参画局

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

TEL 03-3581-2549(直通)

FAX 03-3581-9566

URL <http://www.gender.go.jp/>

ホームページは
こちらから▶



facebookは
こちらから▶

